

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十六号

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条

例

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年佐賀県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の介護サービス等を提供する施設の緊急な整備等（以下「介護基盤緊急整備等」という。）に要する経費の財源に充てるため、佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の介護サービス等を提供する施設の緊急な整備等（以下「介護基盤緊急整備等」という。）に要する経費の財源に充てるため、佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>